



措置状況の報告について

令和4年7月22日大崎市監査委員告示第11号で告示した監査の結果報告について、地方自治法第199条第12項の規定により指摘事項に係る措置状況の報告が提出されたので、下記のとおり公表する。

令和4年9月20日

大崎市監査委員 門脇喜典
大崎市監査委員 伊藤玲子
大崎市監査委員 只野直悦



記

1 監査の種類等

定期監査（地方自治法第199条第1項及び第4項に規定する監査）

2 対象部署の監査の概要

(1) 監査の対象とした課名等及び実施期間

ア 上下水道部 経営管理課，上水道施設課，下水道施設課
令和4年6月1日（水）から同月2日（木）まで

イ 病院事業局 経営管理部 総務課，人事厚生課，経営企画課，医事課，各
分院等管理課，患者サポートセンター（地域医療連携室），アカデミック
センター（臨床教育学術管理室），臨床支援センター（臨床支援室）
令和4年6月7日（火）から同月9日（木）まで

(2) 監査の結果と措置状況

別紙措置状況報告書のとおり



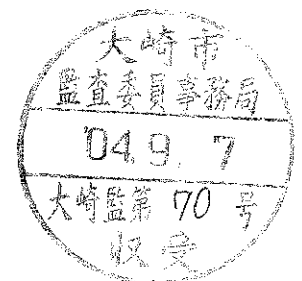
大崎水管第1106号
令和4年9月7日

大崎市監査委員 様

上下水道部長
(公印省略)

令和4年度第1四半期定期監査及び行政監査における指摘事項に対する措置状況
について (報告)

令和4年7月22日付け大崎監第70号で通知のありましたこのことについては、別
紙のとおりです。



【担当】 上下水道部

下水道施設課 課長補佐 門脇 浩史

VoIP 8-12-203, TEL 25-5210

経営管理課 課長補佐 菅井 和香

VoIP 8-12-101, TEL 24-1112



様式第6号（第7条関係）

措置状況の報告書

監査の種類： 定期監査

監査対象部局名： 上下水道部

1 指摘事項 法令等の遵守について（上下水道部経営管理課，下水道施設課）

公設浄化槽の適正な設置及び維持管理については、浄化槽整備事業条例及び同施行規程に基づき事務処理すべきものであるが、同規程様式第2号（第4条関係）の浄化槽設置承認（不承認）通知書及び様式第4号（第6条関係）の浄化槽設置完了通知書の送付を怠っていた事実が判明した。このことは、行政事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確でなければならない事務処理において、遵守すべき法令等を失念したものであり、法令遵守とは言い難い事案である。市政の信頼確保に資するため、一連の事務処理を適正に執行すること。

2 1に至った要因及び分析

公設浄化槽の設置に係る条例等につきましては、平成18年3月31日に「大崎市浄化槽の整備に関する条例」及び「大崎市浄化槽の整備に関する条例施行規則」が施行されました。その後改正され、「大崎市浄化槽整備事業条例」及び「大崎市浄化槽整備事業条例施行規則」が平成19年4月1日に施行されたのち、令和2年度の企業会計移行に伴い、施行規則を廃止し「大崎市浄化槽整備事業条例施行規程」が令和2年4月1日に施行されております。

浄化槽設置承認（不承認）通知書、浄化槽設置完了通知書の通知状況につきましては、平成18年度はいずれも通知しておりました。

しかし、平成19年度から令和元年度までは、浄化槽設置承認（不承認）通知書を通知しておりましたが、浄化槽設置完了通知は起案、通知しておりませんでした。

令和2年度から令和3年度におきましては、組織改編により浄化槽関係業務は経営管理課と下水道施設課の2課で対応しており、経営管理課で浄化槽設置申請書の内容確認を行い、下水道施設課で工事発注を担当しておりましたが、浄化槽設置承認（不承認）通知書、浄化槽設置完了通知書の両方とも起案、通知していない状況となっております。

いずれも法令等の認識不足、組織改編による事務分担及び事務引継が適切に実施されていないことが要因と考えております。

浄化槽設置承認通知書，浄化槽設置完了通知書の通知状況

年度	担当課	浄化槽設置承認通知書	浄化槽設置完了通知書
H 1 8	下水道管理課	○	○
H 1 9	下水道課	○	
H 2 0		○	
H 2 1		○	
H 2 2		○	
H 2 3		○	
H 2 4		○	
H 2 5		○	
H 2 6		○	
H 2 7		○	
H 2 8		○	
H 2 9		○	
H 3 0		○	
R 元		○	
R 2		経営管理課	
R 3	下水道施設課		

3 1 に対する具体的な措置の内容

公設浄化槽の設置に係る事務手続きについて，次のとおり改善措置を実施しております。今後は，法令遵守のもと適正な事務処理及び再発防止に努めてまいります。

(1) 事務分担の明確化

公設浄化槽の設置に係る事務手続きが経営管理課と下水道施設課の2課にまたがることから，事務分担を明確にするとともに，浄化槽設置承認（不承認）通知起案時には経営管理課から下水道施設課へ合議，公設浄化槽設置契約及び浄化槽設置完了通知起案時には下水道施設課から経営管理課へ合議し，各手続きの段階毎に2課で確認しております。

・経営管理課所管

浄化槽設置申請書の受理及び審査，浄化槽設置承認（不承認）通知

・下水道施設課所管

公設浄化槽設置契約，浄化槽設置工事発注，浄化槽設置完了通知

(2) 2課共有のチェックシートによる管理

2課共有のチェックシートを作成し，浄化槽設置申請受付から浄化槽設置完了通知までの書類收受履歴を記載し，互いに進行状況を管理することにより，法令等に基づく事務手続きの遅滞及び遺漏等の有無を確認しております。